

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年7月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900006号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900011号

第1 結論

請求者のA社における昭和63年9月1日から平成元年7月1日までの期間及び平成2年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和63年9月から平成元年6月までの期間は14万2,000円から16万円、平成2年7月から同年9月までの期間は17万円から18万円とする。

昭和63年9月から平成元年6月までの期間及び平成2年7月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年9月から平成元年6月までの期間及び平成2年7月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年1月31日から平成3年2月1日に訂正し、平成3年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成3年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

請求者のA社における平成元年8月1日から平成2年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成元年8月から平成2年6月までの期間は17万円から18万円とする。

平成元年8月から平成2年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで
② 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が実際の給与額に比べて低い額となっているため、標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

請求期間②について、私は平成 3 年 1 月 31 日まで勤務をしていたが、同年 1 月の厚生年金保険の記録がないので、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 7 月 1 日までの期間及び平成 2 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間は 14 万 2,000 円、平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間は 17 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された請求者の取引明細表並びに日本年金機構の回答（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間は 16 万円、平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間は 18 万円）はオンライン記録を超えており、これらの標準報酬月額と同額又は高い額の標準報酬月額（昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間は 16 万円、平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間は 24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間は 16 万円、平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間及び平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保

険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、平成元年7月1日から平成2年7月1日までの期間及び平成2年10月1日から平成3年1月1日までの期間については、給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、請求者の雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書等により請求者がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②に係る請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）と異なる標準報酬月額（24万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、事業主が資格喪失年月日を平成3年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成3年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成3年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、給料支払明細書等により、請求期間のうち、平成元年8月1日から平成2年7月1日までの期間について、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成元年8月から平成2年6月までの期間は18万円に相当し厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成元年8月から平成2年6月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる報酬月額から18万円とすることが必要である。

なお、平成元年8月から平成2年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900030号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900010号

第1 結論

昭和63年11月1日から平成元年7月21日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月1日から平成元年7月21日まで
A社を昭和63年10月31日に退社し、退社後の厚生年金保険料を納付していないので、請求期間の記録を削除してほしい。

第3 判断の理由

請求者の退職日について、A社は、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、平成元年7月20日である旨回答しているところ、オンライン記録で確認できる請求者の同社における資格喪失年月日(平成元年7月21日)と符合する。

また、A社は、上述の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の他に請求者の退職日が確認できる人事記録等はないと回答及び陳述しており、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連事情等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。